

誓 約 書

申請者及び役員は、平成 29 年 4 月 1 日から施行される職業安定法第 32 条各号のいずれにも該当せず、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当せず、かつ、同法第 32 条第 1 号から第 8 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。本誓約に当たっては、平成 29 年 4 月 1 日から以下の①から⑩に掲げる欠格事由が追加されること（職業紹介責任者については①から⑥まで）を確認しています。

- ① 健康保険法第 208 条、第 213 条の 2 若しくは第 214 条第 1 項、船員保険法第 156 条、第 159 条若しくは第 160 条第 1 項、労働者災害補償保険法第 51 条前段若しくは第 54 条第 1 項（同法第 51 条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法第 102 条、第 103 条の 2 若しくは第 104 条第 1 項（同法第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 46 条前段若しくは第 48 条第 1 項（同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第 83 条若しくは第 86 条（同法第 83 条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ② 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条の 9 第 1 項（第 1 号を除く。）の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられ、当該命令の日から起算して 5 年を経過しない者
- ③ 職業安定法第 32 条の 9 第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（同法第 32 条の 9 第 1 項（第 1 号に限る。）（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第 1 号又は第 2 号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）又は同法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条の 9 第 1 項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（同法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条の 9 第 1 項（第 1 号に限る。）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第 1 号又は第 2 号に規定する者に該当することとなった場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で、当該取消し又は命令の日から起算して 5 年を経過しないもの。

